

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成25年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

| | |
|-----------------------------|---|
| 基本方向1 男女平等参画の啓発の推進 | |
| 施策の方向 | (1) 広報・啓発活動の充実 |
| 理由 | <p>●男女平等参画に対する意識づけや取り組みに対する理解促進をはかる意味からも、理念や意義と共に各種取組や諸問題の状況を分かりやすく伝える事が重要だと思われ。そのためには実態の把握が重要だと思われ、「広報・啓発活動の充実」の参考項目も生活局参事のHPではなく、「北海道の男女平等参画」のHPアクセス数にした方が良いのではないのでしょうか。それらを踏まえ、現在の「北海道の男女平等参画」のホームページをリニューアルする事と、情報伝達のあり方を再検討すべきだと思います。(現在も内容に関してはある程度の情報量が確保されていると思われ)</p> <p>目的は、男女平等参画に関する情報や各種施策の状況、そして各種団体との関係がワンストップで理解出来るホームページ作りです。まずは、ここからスタートすることを提案致します。(佐藤副会長)</p> <p>●男女平等参画社会実現に向けて道民の意識等を実態調査により把握し、課題や、今後特に取り組むべき問題は何かを明らかにする必要がある。その実態調査結果に基づき、効果的に男女平等参画社会の実現に向けたあり方等に関わる情報を広く提供するための「広報・啓発活動の充実」を重点的に行っていく必要があると考えられる。(柿田委員)</p> |
| 施策の方向 | (2) 調査の充実 |
| 理由 | ●目標管理において、指標の経年把握は重要である。(崎広委員) |
| 基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進 | |
| 施策の方向 | (1) 家庭における男女平等教育の推進 |
| 理由 | <p>●社会や学校で男女平等の視点に立った教育を推進しても、一番密接にかかわる家庭内で親などの意識が変革していないと、全く社会や学校現場での教育が自分とは別世界のものになってしまい、無意味とは言わないまでも、せっかく行っている取組の効果が著しく低くなってしまおうと考えたため。(加藤委員)</p> <p>●「共働き」が多く家庭で行われているが、家事については「共働き」になっていない家庭が多いように思われる。日本の家事協力率が外国に比べて著しく低い。晩婚化、少子化の一因にもなっている。女性の家事負担が大きいと、社会進出を妨げることになる。また、将来を担う子どもに男女平等の家庭で育て、日本古来の考え方を改めてもらい、家事の共働きを当たり前と思えるようになってもらいたい。(山中委員)</p> |
| 施策の方向 | (2) 学校における男女平等教育の推進 |
| 理由 | <p>●社会人になって、男女平等の理念を考えるよりも、将来社会の担い手となる子どものうちから、学校教育においても男女平等の理念を学んだ方が、身につく。男性に頼らずとも自立することの大切さを学んでもらいたい。(多田委員)</p> <p>●昨年、中教審より出された「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申の中でも、「経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進」の項で『男女共同参画社会の意義や仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性』が挙げられている。平成23年度の小学校、今年度の中学校、そして25年度の高等学校と、新学習指導要領の全面実施が進む中、児童生徒の「生きる力」の育成に向けた、生き方指導としてのキャリア教育が一層充実されなければならない。小中高の校種間連携も深まってきており、今後とも、性別にとられない職業意識の育成を充実させていかなければならない。また、これらの教育は、全教科を含む教育活動全体を通して行われなければならない。横断的に相互のつながりを図ることが大切であることや、児童生徒ばかりでなく、保護者の意識の変容も図られなければならないことは、重要な要素である。このような意味からも、今後とも、学校教育の発信的な役割は益々大きく、重点事項として一層浸透させなければならない。(清水委員)</p> <p>●学校教育の現場において、今日ほど「学校における男女平等教育の推進」を重視しなければならない時はないと考えます。開かれた学校を望みます。そのためには、学校に対して学校教育に関する法・条例・規則等を改めて見直す中で、遵守してもらう必要があります。特に、現行の教育基本法第1章第2条第3項の「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる(以下略)に謳われているからです。学校教育の各段階において、学問の自由を尊重しつつ、幼児期から一生を通じ「男女平等参画社会の実現」のための「基礎」を、「学校生活全領域を通して培う必要」が急がれていると考えます。(早坂委員)</p> |
| 基本方向3 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透 | |
| 施策の方向 | (1) 性の尊重についての認識の浸透 |
| 理由 | <p>●思春期における性行動の活発化は、益々多くの悲劇をもたらし、関しての犯罪も増加の一途をたどっている。全体的に減少傾向にある人工妊娠中絶実施率においても、15歳未満では唯一増加している現状や、性感染症発生の増加及び低年齢化も10代の少年の喫緊の課題である。また、インターネットや携帯電話等の情報メディアを利用したサイバー犯罪増加の中でも、青少年保護育成条例違反は特に急増しており、機器利用法等の物理的な対応も大切であるが、何より、この10代がやがて親になることを見据えた、長期的展望にたった教育(正しい認識の浸透)が一層必要である。(清水委員)</p> |

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成25年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

| | |
|---------------------------|---|
| 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | |
| 施策の方向 | (1) 審議会等への女性の登用の促進 |
| 理由 | <p>●審議会等での意思決定過程においては、性別、年齢を問わず様々な立場での意見が反映される機会が必要であり、道の審議会等への女性の登用率は年々増加傾向にありますが、40%の目標値に向けて引き続き取り組むべきと思います。(佐藤美恵子委員)</p> <p>●道の審議会等への女性委員の登用率は32.9%(平成23年)で、毎年その割合は増加しているが、全国平均は33.8%(平成23年)とその割合は北海道の方が低い。平成29年度までに40%の目標に向けて、さらに強化する必要があると考えられる。</p> <p>審議会等で男女ともに対等な立場で、様々な視点をもった人達が行政施策等に関わる意見を発言する場に参加することは必要であるため、今後とも審議会等への女性の登用の促進を図る必要があると思われる。審議会等の分野によっては、女性委員の全体に占める割合が比較的少ないところもあるようなので、委員の男女比の偏りもなくなるよう努める必要があると思われる。(柿田委員)</p> |
| 施策の方向 | (2) 役職等への女性の登用の促進 |
| 理由 | <p>●女性の大学進学も男女差はなくなり、就業率も差がないのに、依然として、登用率だけは低い。結婚や出産で働き方を変える、いや断念する女性が多いのも一因かと思う。しかし、女性知事の北海道、知事主導で「女性登用プロジェクトチーム」を設置してほしい。男女比が均等な職場ほど管理職の登用も多いと聞きます。トップのリーダーシップで、意識改革する必要があると感じます。(小林委員)</p> |
| 基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援 | |
| 施策の方向 | (1) 家庭生活への男女の平等参画の促進 |
| 理由 | <p>●「共働き」が多くのお家庭で行われているが、家事については「共働き」になっていない家庭が多いように思われる。日本の家事協力率が外国に比べて著しく低い。晩婚化、少子化の一因にもなっている。女性の家事負担が大きいと、社会進出を妨げることになる。(山中委員)</p> |
| 施策の方向 | (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発 |
| 理由 | <p>●労働時間の短縮や労働者に増えているうつ病など健康対策に関する事業をもっと促進すべきである。(赤坂委員)</p> <p>●良いワークライフバランスは、長期的に男女の職業生活と家庭生活に寄与する。そのためには、年間総労働時間の短縮は一つの目安となるが、平成23年全国は1,985時間で、2000時間を切っているが北海道は2,009時間となっている。(埴広委員)</p> <p>●女性が子育てや介護をしながら、キャリアを積みたいたいと思うとき、壁になるのが「残業」かと思う。しかし、残業を嫌う傾向にある女性社員を登用することで、残業時間が軽減されたとの報告も聞きます。各種セミナーに実績をあげている経営者講師陣を選定し、事業主(トップ)はもちろん、社員(職員)は男性、女性問わず、意識啓発行動をすべきかと思う。(小林委員)</p> |
| 施策の方向 | (3) 育児、介護の支援体制の充実 |
| 理由 | <p>●育児休業取得や再就業への支援を推進するには、育児・介護の支援体制充実が必要不可欠だと思います。特に、毎年増え続ける保育所への入所待機児童は1,000名を超え、実効性のある具体的な取組がなければ、この傾向に歯止めはかからないと考えられます。またサービス業を中心とした業態は、休日や勤務時間が多岐にわたっており、それらの業界に勤務する人達にとっては、延長保育・夜間保育の充実や休日保育が不可欠になります。</p> <p>平成24年度の実施計画で放課後児童クラブ室の充実等に多くの予算が割り当てられた事は注目されますが、施設の新規建設等にお金を使うのではなく、既存施設の有効活用を中心に据え、体制作りや運営と言ったソフト部分に多くの予算を割り振ってほしいと考えます。</p> <p>その様な観点から、引き続き平成25年度も重点化が必要だと思います。(佐藤副会長)</p> <p>●私の住む町では、休日や時間延長で保育してくれる施設が絶対的に不足しており、若い親御さんは身内に預けるにしても、その両親も現役世代のため、割高な費用を支払い、保育してもらわないといけないケースが周囲に散見されており、肌身に感じるテーマであったため選定しました。</p> <p>公的な保育園で難しいとしても、休日でも預かる民間施設に補助をするなどの支援体制が拡充されればと考え、選定いたしました。(加藤委員)</p> <p>●女性の就業率向上に向け、整備すべき項目であると考えます。現状でも待機児童が多い(札幌)、民間などは、土日、年末年始など預けることができないなどの問題も多い。一方では、預かる側の問題もある。介護については男女双方に関わるもので、施設が見つからない、費用の問題等から働けなくなる人も多い。介護休業について法定では93日となっているが、それ自体、無理があるのではないかと考えます。(山田委員)</p> |

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成25年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

| | |
|---|--|
| 基本方向3 就労等の場における男女平等の確保 | |
| 施策の方向 | (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 |
| 理由 | <p>●改正男女雇用機会均等法で性別による差別禁止範囲拡大などが盛り込まれましたが、男性も女性も安心して働き続けられ生活できるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法など雇用に関する法や制度の周知を図り、事業主、関係機関等との連携により雇用環境の整備を図る必要があると思います。(佐藤美恵子委員)</p> <p>●急速な少子高齢化、労働人口の減少などから、女性の就業率向上が求められている労働環境整備、家庭内分業が行われていない。 ・働く女性の大部分は「雇われる働き」となっており、雇用者総数4,918万人のうち、女性は2,173万人で44.2%、正規労働者の女性比率31%、非正規労働者は68%と前年と比較しても進んでいるとはいえない。特に結婚などの理由で退職した後の正規社員での復帰は極めて困難になっている。 ・非正規雇用についても、若干の勤務時間の差はあるものの、職務内容はほとんど変わらないという実態も多い。早期の改善が必要と考える(山田委員)</p> |
| 施策の方向 | (2) 職業能力開発の充実 |
| 理由 | <p>●個人がそれぞれの能力を発揮できる社会を目指すことは、「男女共同参画社会基本法」の理念のひとつである。しかし、雇用環境の厳しさが続く中で個人の能力を発揮できる機会が縮減し、その影響は若年層や子どもを育てている女性層など弱い立場に強く表れている。就業に不利な立場にある人たちへの職業能力開発への支援の充実は、喫緊の重要課題であると考えられる。(梶井会長)</p> |
| 施策の方向 | (5) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備 |
| 理由 | <p>●女性が社会的に自立するためには、労働環境の整備が一番の課題である。正社員への就職先が確保できればよいが、現状においては正社員での就職は厳しい。そうであるならば、パートタイム労働者や派遣労働者の雇用環境を整備して、いずれ正社員として就職できる仕組みが必要である。正社員、パートタイム労働者如何にかかわらず、子を持つ女性にとって、保育園等の充実が就職の上で不可欠。(多田委員)</p> |
| 基本方向4 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進 | |
| 施策の方向 | (1) 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進 |
| 理由 | <p>●男女共に意識の改革がまだ必要です。 ・性別による役割分担意識・主従の関係などを解消したい。 ・研修や情報交換の場を充実させたい。(吉村委員)</p> |
| 基本方向5 地域社会における男女平等参画の促進 | |
| 施策の方向 | (2) NPO等の市民活動の促進 |
| 理由 | <p>●地域の課題解決能力を高めるためには、地域の人々が主体的に活動する拠点をつくり、行政と連携・協働することが求められている。しかし、道内においては住民主体の活動が根ついていない地域が多く存在している。地域をエンパワメントするうえで、NPO等の市民活動を促進するための支援が必要である。(梶井会長)</p> |
| 施策の方向 | (3) 地域リーダーの養成 |
| 理由 | <p>●男女平等参画の実現をめざす活動を推進するための地域リーダーの養成がまだまだ少ない。特に女性の意識改革が必要である。(永澤委員)</p> |
| 基本方向6 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶(女性へのあらゆる暴力の根絶) | |
| 施策の方向 | (1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実 |
| 理由 | <p>●被害者だけではなく、加害者をどう減らしていくかという加害者更正プログラムを事業として、再度お願いしたい。(赤坂委員)</p> |

第2次北海道男女平等参画基本計画 平成25年度重点事項選定に係る事前提出選定理由

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

| | |
|----------------------|---|
| 基本方向2 生涯にわたる健康づくりの推進 | |
| 施策の方向 | (3) 母子保健の推進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の農村では、高齢化、大規模化が進んで、人口密度が急激に減少しています。本来大切にされなければならない妊婦や幼児のための、緊急病院がより遠方になり不自由を余儀なくされています。 ・ 子育てについても、孤独に悩む事もあります。より身近に相談できる、子育てセンターなどを充実させていただきたい。(吉村委員) |

| | |
|--------------------------|--|
| 基本方向3 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 | |
| 施策の方向 | (1) 生きがいと社会参加の促進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ● 団塊の世代の方たちが、培ってきたものを地域で積極的に活用することで、生きがいができ、さらに社会参画もできる(必要な人間として認められる)。(永澤委員) ● 現在、高齢化が進む中で、高齢者自身が自己の心身が健康である限り「男女平等参画社会の実現」をどう考え、いかにそのため行動できるかを考える必要があります。そのためには、同世代の方々とはもちろんのこと、異世代の方々との交流を深める中で「男女平等参画社会の実現」のために関心を深め、学習を重ね、身近なところから、自発的な活動を進めていく必要があると考えます。「参加」が単に加わることだけを意味していることに対し、「参画」は積極的、主体的に物事に関わることである理由からです。(早坂委員) |

★その他意見

| | |
|---------|---|
| 佐藤副会長 | 平成25年度の重点事項に関しては、課題を絞り込み、より具体的な施策を掲げた方が良いのではないかと考え、以上2項目の提案を致します。 |
| 佐藤美恵子委員 | 学校における男女平等教育の推進 ・ 児童生徒向け副読本等の学習資料の提供 |
| 加藤委員 | 目標や基本方向などが重複するようなテーマもあるように思いましたので、整理できるものは集約できればと感じました。 |
| 永澤委員 | 男性の男女平等参画についても話し合いをもってほしい。 |
| 吉村委員 | 一人では解決できない事も、仲間がいれば心強いものです。組織やネットワークなどの様々な分野で活躍できる人材育成に役立ちたいと思う。 |